

愛西市使用料の見直し方針



平成28年1月
愛西市

目 次

I. 使用料の見直しにおける基本的な考え方	1
II. 使用料の設定に関する基本方針	1
III. 使用料の設定に関する個別事項	2
III-1. 使用料の「コスト計算」について	2
III-2. 受益者負担の割合について	3
III-3. 同種施設の使用料統一と激変緩和措置について	5
III-4. その他	5
IV. 減額・免除の取扱	5

I. 使用料の見直しにおける基本的な考え方

市では、愛西市行政改革大綱を定め、行財政改革を進めていますが、その一環として、使用料の見直しを検討しています。使用料については、合併後一度も改定されておらず、現在の使用料の適正さについても確認する必要があります。

さまざまな行政サービスのうち、使用料として利用者（受益者）から徴収するものは、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料の設定については、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保しなければなりません。

一方サービス提供を行う行政においても、効率的な施設運営並びに事務推進による利用者負担の軽減を図り、利用者の理解が得られる使用料設定の努力を行う必要があります。

このことから、使用料については、受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、継続的な運営努力と適正な受益者負担の原則に基づいた料金設定と定期的な見直しを行うこととします。

なお、ここでいう使用料は、以下のことを指します。

○使用料・・・市が設置している様々な施設等を市民が利用する場合に、利用の対価として利用者に負担いただくもの。

（例：体育館使用料、公民館使用料、コミュニティセンター使用料など）

II. 使用料の設定に関する基本方針

使用料の設定は、次の事項を基本として行います。

（１）使用料設定にあたり、施設の維持管理に係るコスト計算を行う。

現在の使用料は、長年据え置かれてきたものもあり、公共施設を利用する人と利用しない人との均衡等を考慮した適正な使用料が設定されているとはいえないものもあります。

そこで、全ての施設について、共通の基準を用いてコスト計算を行うことで、利用者自身が負担する料金の根拠を明確にします。

（２）公費負担と受益者負担の負担割合を明確にする。

受益者負担とは、特定の事業（ここでは行政サービス）の提供を行ううえで必要な経費を賄うため、その事業により特別の利益を受ける方に経費の一部を負担していただく考えのことで、施設の維持管理には、様々なコストがかかります。利用者から見れば、使用料は当然安価であればあるほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は、税金により市民全体で負担することになり、施設・サービスを利用する方と利用しない方との間に、負担の不公平が生じることとなります。このため、税金による負担と利用する方による負担の負担割合を明確にし、特定の施設やサービスを利用する方に一定の負担をしていただくことで、それらのサービス等を利用されない方と

の負担の均衡を図ります。

(3) 受益者負担の急激な上昇を防ぐための方策を講ずる。

施設の維持管理に係るコスト計算を行い、必要なコストに基づき新たに設定した料金をそのまま利用した場合に、現行の料金と比べて利用者に急激な負担増を強いる場合が考えられることから、改正の上限率を設定し、施設の利用者に対して過度の負担とならないよう調整することとします。

(4) 定期的な料金見直しを実施する。

使用料については、概ね3年ごとに見直しを検討します。

ただし、次のものは見直し対象から除くものとします。

＊国・県等の上位法などの規定により、料金又は算定方法が定められているもの

＊県内や管内等で統一料金などの申し合わせがなされているもの

Ⅲ. 使用料の設定に関する個別事項

Ⅲ－１. 使用料の「コスト計算」について

(1) 費用算定対象項目

コスト計算に算入する費用算定対象項目は、人件費・物件費とし、それぞれの費用については次のとおりとします。

ア. 人件費＝平均人件費×維持管理に係る業務量

人件費は、人事課が毎年公表する平均人件費を基礎とし、そのうえで、当該施設の維持管理に係る業務量を乗じて算出します。

イ. 物件費

物件費は、当該施設の維持管理に係る費用（前年度決算額）を基礎としますが、資産の取得に係る費用（用地費、建設費等）や臨時的な経費（災害復旧費用等）は算入しません。

なお、修繕費については、年度ごとに計画を立て予算化し、実施していることを加味し、直近3ヶ年の平均額を基礎とします。

項 目	算入対象項目
物件費	賃金（報酬含む）、需用費（消耗品費・修繕料等）、役務費（手数料・保険料等）、委託料（指定管理料等）、使用料及び賃借料
	〔非算入項目〕 用地費、建設費、大規模修繕（工事）、備品購入費、臨時的な経費

※指定管理者制度を導入している施設においては、指定管理者の収入となる利用料金を物件費に加算します。

(2) 費用算定方法

ア. 施設使用料

施設使用料のもととなる費用の算定方法については、費用算定対象項目を合算し、これを総面積・年間使用可能時間で割り、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ あたりのコストを計算した上で、貸出面積を乗ずることで、使用者による負担として使用料原価を算出します。

$$\left[\text{使用料原価} = (\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \right]$$

※総面積は、貸出対象部分の面積の和（トイレ等の共用部分は含まない）とする。

ただし、個人貸の施設（トレーニング室など）は、次の算式により算出します。

$$\left[\text{使用料原価} = (\text{人件費} + \text{物件費}) \div \text{年間利用人数（直近3ヶ年の平均）} \right]$$

イ. その他の使用料

上記の方法により費用算定を行うことが適切でないものについては、各々に適した方法によりコスト計算を行います。

Ⅲ－２. 受益者負担の割合について

市が提供する公共サービスは、道路、公園等の住民の日常生活に必要で市場原理によって提供されにくいサービスから、プールやテニスコートの運営等のように特定の住民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難です。

そこで、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「受益者負担」の割合を設定することとします。

(1) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質により2つの基準の組み合わせで区分し、分類します。

ア. 【必需性】サービスが必需的なものか、選択的なものか

☆必需的サービス：日常生活を送る上で、ほとんどの住民が必要とするサービス

☆選択的サービス：日常の生活の中で自由になる時間をより快適で潤いのあるものとし、特定の住民に利益提供するサービス

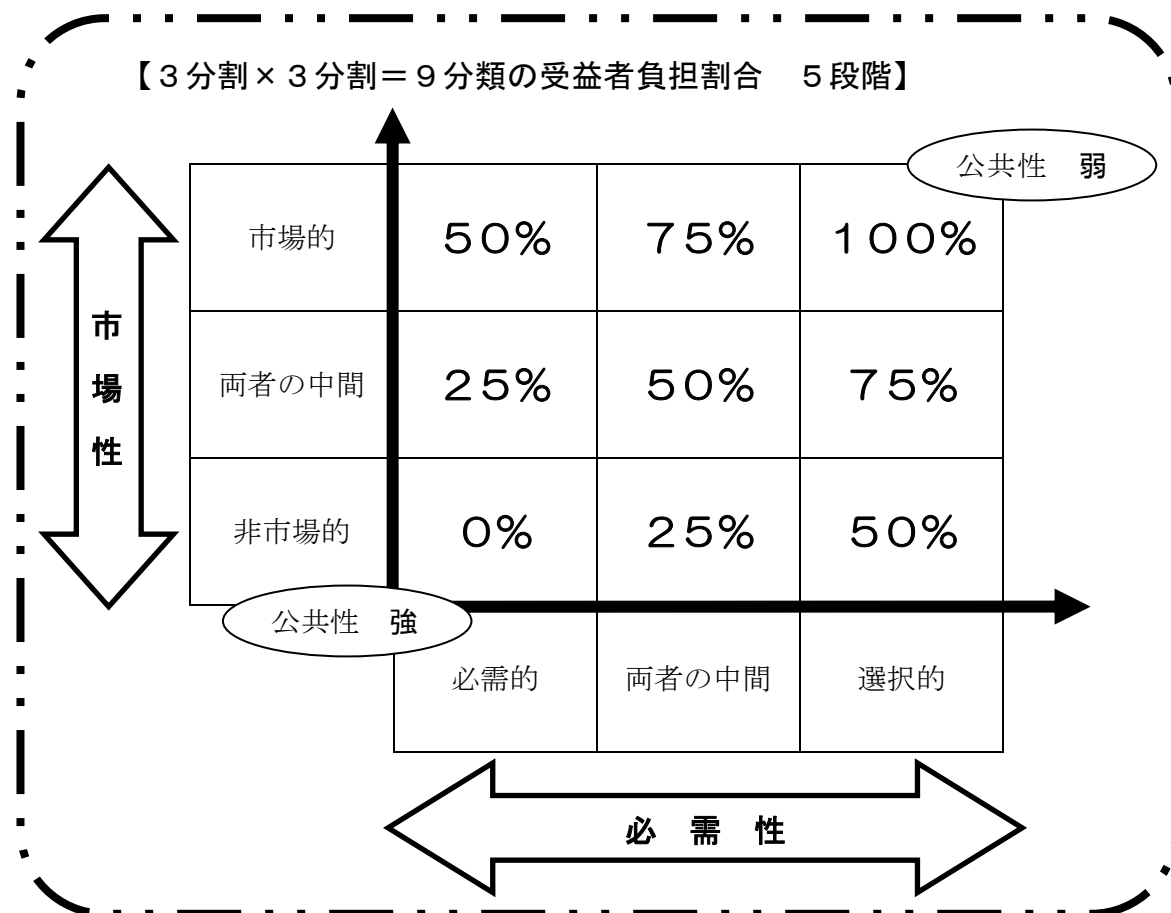
イ. 【市場性】サービスに市場代替性があるか、ないか

☆市場的サービス：民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービス

☆非市場的サービス：民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

(2) 性質別分類と受益者負担割合の設定について

受益者負担割合については、複雑化をさけ簡易な制度とするため、サービスの性質（公共性の強弱）である「必需性」（日常生活上の必要性）、「市場性」（民間による提供の可能性）を各々3分割し、9分類としたうえで、5段階（0％、25％、50％、75％、100％）で設定します。



＊現在、使用料を徴収していない施設においても、受益者負担が妥当な施設においては、適正な受益者負担割合のもと、使用料を設定するよう努めることとします。

＊社会情勢や民間施設の設置状況の変化を見極め、受益者負担割合の見直しを行い、適正化に努めることとします。

コスト計算により算定された数値が理論上の適正対価ですが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担のあり方を踏まえたうえで、公共サービスの性質分類による受益者負担の割合を乗じて利用者が負担すべき単位あたりの料金を算定することとします。

$$\text{算定使用料} = \text{使用料原価} \times \text{受益者負担の割合}$$

Ⅲ－３．同種施設の使用料統一と激変緩和措置について

使用料の設定にあたっては、算定使用料が基準となりますが、公の施設の使用料としては、利用者にとって受益が同じもの（種類、規模が同じもの）は同じ料金である方が分かりやすいため、同種施設の使用料は統一することとします。使用料の統一にあたっては、同種施設の算定使用料の平均を用いることとします。

なお、住民生活への影響を考慮し、激変緩和措置として、現行使用料が無料の施設を除き、改正額の上限は同種施設の現行使用料の平均の１．５倍とします。ただし、同種施設の現行使用料の平均に対して、算定使用料が５倍以上のものについては１．７倍とします。

Ⅲ－４．その他

上記は、市として料金設定等を統一するための原則を示したものであり、各施設の経緯や地域性、他市町村の状況を踏まえ、必要に応じて適切な調整を加えるものとします。

Ⅳ．減額・免除の取扱

使用料の設定にあたっては、使用料の見直しにおける基本的な考え方である「受益者負担の原則」に基づいた料金設定をしていますが、減額・免除を適用すると、それに係る費用は利用していない市民の税金から負担されることになります。よって、減額・免除の取扱は、「受益者負担の原則」の例外としての特例的な措置であり、「受益と負担の公平性の確保」のため、真にやむを得ない場合に限定して適用することとします。

区分	適 用 範 囲
全額免除	①市（行政委員会、市が設置する附属機関等含む）が主催または共催するとき ②市内の各種団体が行政活動の協力目的等で利用するとき ③指定管理者・管理運営団体が当該施設を行政目的で利用するとき ④市内の小学校または中学校が教育目的で利用するとき ⑤市長が必要と認めるとき
５割減額	①市の補助団体等のうち、次の条件を全て満たす団体等が利用するとき ・構成員の７割以上が市内の中学生以下または６５歳以上の団体 ・定期的な活動で利用するとき ②市長が必要と認めるとき
３割減額	①市内の保育園または幼稚園が教育目的で利用するとき ②市の補助団体等が利用するとき ③市長が必要と認めるとき

※５割減額は、時限措置として使用料改定後３年間のみ適用します。

愛西市における使用料設定のイメージ

施設の維持管理に係る費用

